

部会資料18の第1からの変更点の説明

目次

第1	訴状における秘匿措置.....	2
第2	送達場所等の届出における秘匿措置.....	4
第3	調査嘱託における秘匿措置.....	5
第4	証人尋問の申出における秘匿措置.....	6
第5	不服申立て.....	7
第6	判決書における秘匿措置.....	9
第7	その他.....	9

(前注) 本部会資料においては、追加試案の案を太字で示し、部会資料18の第1からの実質的な変更点につき下線を付した上で、必要な範囲でその説明を記載している。

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中法第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でない認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

(注1) 本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、身体の安全等が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。

(注2) 本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある（身体の安全等が害されるおそれがある）場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。

(注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報（例えば、

これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。）及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報（例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。）を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

(説明)

1 秘匿措置により保護すべき法益の内容（注1）

第14回会議では、本文1の規律につき賛成する意見もあったが、秘匿措置の実体的要件については、身体の安全等が害されるおそれがあることとすべきであり、社会生活に著しい支障が生ずるおそれがあることを要件とすると、様々な保護法益が含まれ得ると同時に、身体の安全等が害されるおそれがあっても顕著性の要件を満たさず秘匿措置の申立てが却下されることもあるのではないかとの意見も出された。

そこで、秘匿措置により保護すべき法益の内容について、本文1とは異なる考え方があることを注記している。

2 秘匿措置により保護すべき法益の帰属主体（注2）

第14回会議では、実体的要件に係る保護法益を身体の安全等と定めるのであれば、当事者の親族や、当事者の親族には当たらないけれどもそれに親族に近い立場の者の身体の安全等が害されるおそれがある場合にも、その事由を直接に疎明することにより、（当該親族の氏名等ではなく）当事者の氏名等を秘匿することができるようにすることが考えられるとの意見が出された。

他方で、当事者の氏名等を秘匿する措置をとることができるのは、あくまで当事者自身の保護法益が害されるおそれがあるかどうかを基準に考えるべきであるとの意見も出された。

そこで、秘匿措置により保護すべき法益の帰属主体について、本文1とは異なる考え方があることを注記している。

3 当事者の特定との関係で秘匿措置決定が有する効果（本文6）

部会資料18においては、秘匿措置の決定が法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）との関係でどのような法的効果を有するものと整理すべきかに関し、秘匿措置がとられた後の原告の氏名及び住所の記載がない訴状においても、請求原因を含めた訴状全体をみて、人違いのおそれがない程度の情報が記載されていなければ、訴状の必要的記載事項が記載された適法な訴状であるとはいえないと整理することもあり得ると考えられたため、【P】を付していた。

これに対し、第14回会議では、仮に、被告が閲覧することができる訴状に、原告の氏名等自体ではないにしても、それらが分かるような情報を記載しなければならないとすれば、被害者の氏名等を秘匿するという本制度の目的が達成されないとの意見や、被告から見て原告の氏名等が分かるような情報は書かなくてよいにしても、人違いのおそれがない程度のものを記載しなければならないとすれば、そのような情報を持たない被害者にとっては、裁判を受ける権利が保障されないこととなり、十分に機能しないのではないかとの意見が出された。

そのため、これらの意見を踏まえ、本文6においては、【P】という記号を外すこととした。いずれにしても、最終的な規律の在り方については、パブリックコメント等を踏まえ、改めて検討する予定である。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 当事者送達場所等届出書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等を行うことができない。
- 3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。
 - (1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）
 - (2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

(説明)

1 秘匿措置の対象とすべき書面の範囲（注）

第3の秘匿措置は、送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書や、文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書など、調査嘱託回答書以外の書面にも適用すべき場面があり得ると考えられるので、引き続き検討することとしている。現在の試案は、基本的に、保護法益の帰属主体である当事者が自ら出す資料については、自らがマスキング等を施すなどの措置をとることにより対応することとし、他方で、裁判所の決定等により保護法益の帰属主体である当事者以外の第三者が提出する資料については、

そのような措置をすることが困難であるとの視点から、そのような資料には一定の秘匿措置を施すことを念頭に置いており、資料の拡張を考える際には、このような視点から、その範囲が過不足ないのか検討する必要がある。

そのほか、共同被告等がいるケースなどで、保護法益の帰属主体である当事者及び加害行為等のおそれがある当事者以外の当事者が提出する資料にも秘匿措置を設けるかも問題となるが、共同訴訟の中でその秘匿措置がされた証拠（あるいは主張書面）をどのように扱うのかなどについては、別途の検討が必要となる。第14回会議では、複数の被告がある訴訟において、一部の被告にのみ除外事由による相対的な取消しの効力が相対的に生じた場合（第5の説明参照）に、その被告が準備書面に秘匿すべき情報を記載するケースを念頭に、取消しの効力が生じていない他の被告には当該準備書面を閲覧することができないようにする規律を設けるべきであるとの意見が出された。

2 秘匿措置決定により特定された部分を証拠とすることの可否（本文3）

本文3の「(1)の部分は、証拠とすることができない。」という部分については、第14回会議では、そのような規律を設けることにつき異論がみられず、あくまで明文の規定を置く必要があるかどうかを法制的な観点から検討する必要があるにすぎないため、ブラケットを外すこととした。

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、**当事者又は法定代理人**が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注1) 本文の規律（証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律）に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(注2) 本文及び(注1)の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(説明)

1 証人自身を保護法益の帰属主体とする秘匿措置（注1）

第14回会議では、第三者である証人自身の法益を保護するための規律を設けることは、第1から第3までの秘匿措置において当事者又は法定代理人の法益を保護することのみが提案されていることと比べて、異質であるとの意見が出された。

そこで、本文においては、当事者又は法定代理人の法益を保護するための規律のみを提案し、(注1)において、これに加えて、証人自身の法益を保護するための規律を設ける考え方があることを注記することとした

2 書証における秘匿措置（注2）

部会資料18では、書証における秘匿措置により秘匿される部分について、特段の区別をしていなかったが、証拠となるべき文書の原本中の作成名義人が記載された部分を秘匿する場合と、作成名義人が記載された部分は秘匿しないが、その文書のその他の一部が秘匿される場合とでは、挙証者が文書の成立の真正を証明すべき義務を負うこと（法第228条第1項）との関係において、その意味が大きく異なるように思われる。そのうち、前者の作成名義人が記載された部分を秘匿する場合については、本文及び(注1)の秘匿措置と類似する面があると思われるため、これを(注2)で注記している。

他方で、後者の案については、結局、秘匿された書面や訴訟記録全般の問題であり、第3の問題であるので、ここでは記載していない。

第5 不服申立て

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等しようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等しようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

(説明)

第14回会議では、除外事由による秘匿措置の取消しの効力は、取消しの申立てをした者のみに相対的に生ずるにすぎないことから、取消しの申立てが認められた者は、取消しにより知り得た情報を、その訴訟における自らの攻撃防御にしか用いてはならず、他の当

事者を含む他の者に開示してはならないとの義務を課すべきであるとの意見が出された。
そこで、(注)において、そのような考え方があることを注記している。

第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面
 - (3) 法第186条の囑託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）
 - 【(4) 証人尋問申出書面】
- 2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。
- 3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) 家事事件手続については、既存の制度（家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等）があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

(説明)

1 民事執行手続（注1）

- (1) 第14回会議では、第6の判決後の民事執行の手続についても秘匿の規律を設ける

ことについての指摘があった。

- (2) 民事執行手続については、債務名義において原告（債権者）の氏名等が秘匿されている場合にどのようにしてその執行手続を行うのかなどを検討する必要がある。また、民事訴訟とは異なり、当事者以外の関係者として、債権執行における第三債務者が存在すること等も踏まえた検討をする必要があると考えられる。

例えば、原告（債権者）の氏名等を秘匿すべき事案においては、第6の秘匿措置がとられた判決に基づく執行を行うに際しては、第6の秘匿措置がとられた差押命令書を債務者のほか、第三債務者に送達することとし、第三債務者にも氏名等を秘匿するのか（第三債務者に秘匿したまま、執行手続をとることができるのか）や、仮に、第三債務者に対しては氏名等を秘匿せずに執行手続をとる際に、どのようにして執行を行うのか（債権者の申立てにより、決定で、当該債権者の氏名等をその第三債務者のみに知らせることとする規律を設けるなど）を検討することが考えられる。

なお、被告（債務者）の氏名等を秘匿すべき事案においては、対象財産の特定が問題となるが、現在の氏名や現住所を明確にするかどうかは別として、全く不特定のままでは、第三債務者が速やかにかつ確実に対象財産を特定することができず、執行手続を行うことは難しいとも考えられる。

- (3) 以上を踏まえ、(注1)において、民事執行手続に係る検討方針の骨子を注記している。

2 人事訴訟手続及び家事事件手続（注2，3）

(1) 人事訴訟手続

人事訴訟手続には原則として法が適用される。そこで、(注2)において、法に第1から第6までの規律が設けられれば、これらが人事訴訟手続にそのまま適用されることとなるので、そのことにつき検討することを注記している。

なお、人事訴訟では、離婚事件における子など定型的に当事者以外の第三者の保護法益が問題となるとも考えられる。そのため、民事訴訟では、第1の規律等の対象を当事者に絞ったとしても、人事訴訟では、その対象を拡充する必要があるかなどが問題となり得る（人事訴訟の訴訟記録中の事実の調査に係る部分については、当事者の閲覧等を許可しないことができる規律が既に置かれていること（人事訴訟法第35条第2項）から、その部分に規律を置くかどうかは、既存の制度を前提に検討することとなる。）。

(2) 家事事件手続

ア 家事事件手続については、家庭裁判所が一定の例外要件を満たす場合に当事者の閲覧等を許可しないことができる規律が既に置かれており（家事事件手続法第47条第4項，第254条第3項等），これによって対応することができるのであれば、

特段の手当をする必要はないとも考えられる。そこで、(注3)において、家事事件手続については、既存の制度とは別に第1から第6までに準ずる規律を設ける必要や理由があるのか等を検討することを注記している(例えば、同法第47条第4項は裁判所の職権による措置を可能とするものであり、職権発動とは別に、当事者の申立権を前提とする仕組みを設ける必要があるのかなどが問題となり得ると思われる。)

イ なお、家事事件手続について、第1から第6までに準ずる規律を設けることとするかどうかについては、相手方を観念することができない別表第一事件を含め、相手方以外に事件に強い利害関係を有する者(審判を受ける者となるべき者等)が存在することにどのように対応するのかや、民事訴訟手続には存在しない事実の調査について、どのように対応するのかなどが問題となると考えられる。

例えば、親権喪失事件では、当事者は申立人であり、親権を喪失する親権者や子は当事者ではないが、その親権者との関係で記録の閲覧を制限することを認めるのか、あるいは、その子を保護法益の帰属主体とすべきであるのかなどが問題となり得る(なお、現行家事事件手続法第47条第4項では、親権者との関係で記録の閲覧等を制限することや、子に関する記録の閲覧等を制限することは可能である。)

また、事実の調査に対して補充的な役割を果たすことが想定されている証拠調べとしての調査嘱託(同法第64条第1項において準用する法第186条)のみならず、事実の調査としての調査嘱託等(同法第62条)においても、第3と同様の秘匿措置の規律を設けることも考えられる。